

早稲田大学本庄高等学院「いじめ防止基本方針」

1. はじめに

早稲田大学本庄高等学院（以下「本学院」という）は、本学院の生徒（以下「学院生」という）すべてが個人として尊重され、「いじめ」を受けることなく、安心して学院生活が送れるよう、埼玉県が定める「いじめ防止のための基本的な指針」及び学校設置者である学校法人早稲田大学（以下早稲田大学という）の定める「ハラスメント防止委員会規程」に基づき、「早稲田大学本庄高等学院『いじめ防止基本方針』」（以下「基本方針」という）を定める。「いじめ」が確認された場合には、迅速かつ適正な措置を取る。なお、この「基本方針」は関係各所（保護者や地域社会も含む）の協力のもと、定期的に検証・改訂する。

2. いじめとは

（1）いじめの定義

本学院は「いじめ」行為を以下のように定義し、その判断に当たって以下の立場に立つ。

「いじめ」とは、生徒に対して、「当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいい、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って」行う（文科省 2013「いじめ防止等のための基本的な方針」より）。

「いじめ」は人権を著しく侵害する行為であり、いつでも、どこでも、誰に対してでも起こりうるものと認識する。

（2）いじめの様態

「いじめ」の具体的様態には以下のようなものがある（文科省 2013「いじめ防止等のための基本的な方針」より）。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・その他

これらは脅迫、名誉棄損、侮辱、暴行、傷害、恐喝、窃盗、器物損壊、強要、強制わいせつなどの犯罪となり、刑事罰の対象ともなりうる行為と認識する。

3. いじめ防止のための施策

（1）早稲田大学の取り組み

早稲田大学は、ハラスメント（性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうこと）が行われた場合の対処機関として、ハラスメント防止委員会を設置して被害の救済と問題解決にあたっており、「いじめ」に関して学院生から相談等あった場合にも、適切に対応する。

（2）本学院の取り組み

①「いじめ防止委員会」

本学院は「いじめ」の未然防止、早期発見のために、教職員による「いじめ防止委員会」（以下、「防止委員会」という）を設置する。「防止委員会」は※学院長の下に生徒指導委員、学年主任等で構成し、必要に

応じてカウンセラー等の専門家も加える。「防止委員会」の委員長（公立学校の「いじめ」対策主任に相当する）は生徒担当教務主任が務める。

※本学院は学校法人早稲田大学の設置する高等学校で、学院長は早稲田大学総長により学部教員の中から任命される。

「防止委員会」は、「いじめ」の防止、早期発見のための施策（「いじめ」防止の年間計画の作成、相談窓口の設置等）を策定し、それが適切に運営されているかどうかを検証する。

②教職員の研修

「いじめ」防止は「防止委員会」だけの所管事項ではない。「いじめ」は「いつでも、どこでも、誰にでも」起こりうるという認識のもと、その防止には常勤・非常勤を問わず、学院生に接するすべての教職員が、「いじめ」は許さないとの意識をもって取り組むよう、また、「いじめ」問題の認識を新たにし、「いじめ」を見抜く力を養えるよう、教職員の定期的な研修を行う。

また、保護者の協力も要請する。

4. 早期発見と対応

（1）早期発見

「いじめ」は教職員（大人）の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。教職員や保護者は、ささやかな兆候を見逃さないことが肝要である。

（2）いじめの兆候と気づき

学院生と接するあらゆる場面（授業時間、休憩・昼食時間、部活動時間、家庭等）において、教職員や保護者は学院生や子供の変化に気付く必要がある。いじめの兆候を見逃さず、いち早く気づくために、埼玉県策定の『彩の国 生徒指導ハンドブック・New!s』「いじめ発見のチェックポイント」を活用する。

5. いじめへの対処

（1）いじめの通報・発見

「いじめ」の通報（本人・保護者の訴え、当該学院生以外の通報）、または「いじめ」の発見（教員の気づきなど）があった場合は、最初に情報に接した教職員が生徒担当教務主任（「防止委員会」委員長）に報告し、同主任が学院長に報告する。学院長は、「いじめ」の通報・発見があった旨をハラスメント防止委員会に報告し、両者で連携し適切な処置をとる。なお、最初に通報・発見に接した教職員は独断で行動することはもとより、問題を一人で抱え込んだり、逆に情報をむやみに広げたりしない。

（2）「いじめ調査委員会」の設置

学院長の指揮の下、「防止委員会」を中心として、通報・発見のあった「いじめ」を調査する「いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という）を設置する。「調査委員会」には必要に応じて組主任、所属する部顧問、カウンセラー等も加える。

（3）いじめの調査

「調査委員会」は、「いじめ」を受けている学院生・保護者、「いじめ」を行っている学院生・保護者はもとより、周りの学院生、教職員等から情報を集め、「いじめ」の具体的内容を把握する。必要があれば、周囲の学院生へのアンケート調査も行う。

調査は、誰が、どこで、誰に対して、どのようなことを行ったか、いつからか、そのきっかけは何か、どのくらい続いているかなど、事案の事実関係を追及する。その際、「いじめ」を受けている学院生の立場に立って調査を行う。

（4）いじめへの対処

「調査委員会」は調査結果を「防止委員会」に報告する。「防止委員会」で協議の結果、情報のあった事案が「いじめ」と判断された場合には、学院長に報告する。学院長は教諭会等を開き、事案の内容を、プライバシーに配慮しつつ、全教職員に周知させるとともに、事案に対する処置を協議、決定する。また、事案の内容によっては警察等へも連絡する。

（5）学院生への指導、支援

生徒担当教務主任は「いじめ」を行っている学院生とその保護者に対し「いじめ」を直ちに止めるよう指導する。また、「いじめ」を受けている学院生とその保護者には十分なケアを行う。周りではやし立てる学院生、見て見ぬふりをしていた学院生には、「いじめ」をしているのと同じ行為であることを理解させる。

必要に応じて、全学院生への指導も行なう。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態

重大事態とは自殺（企図を含む）、傷害、金品被害、精神疾患、一定期間（30 日を目安とする）の欠席等を指す（文科省 2013「いじめ防止等のための基本的な方針」より）。これら重大事態が本人、保護者から「いじめ」によるという申し出があった場合、「防止委員会」は学院長に報告し、それを受けて、学院長は埼玉県知事と早稲田大学に報告する。

(2) 重大事態の調査

学院長から報告を受けた早稲田大学は、本学院と協議の上、重大事態に関する調査を行う（事案によっては、早稲田大学の判断の下、本学院のみで調査を行う）。

(3) いじめへの対処

早稲田大学から調査報告を受けた学院長は教諭会を開き、全教職員に調査結果を伝えるとともに、重大事態が「いじめ」に起因していると確認された場合、学院長と「いじめ」防止委員会委員長（生徒担当教務主任）は、今後の対応について、プライバシーに配慮しつつ、早稲田大学と協議し、迅速かつ適正に対処する。また、事案の内容によっては警察等へも連絡する。

7. 保護者への協力要請

「いじめ」は学院内だけで対処できる問題ではない。特に、「いじめ」の発見には保護者の果たす役割が大きく、解決にその協力は必須である。学院生が安心して学院生活を過ごせるよう、保護者の理解と協力を要請する。